

総合評価落札方式により発注された工事における主任技術者の兼務に係る取扱いについて（改正）

●措置の内容

和歌山県から総合評価落札方式^{*1}により発注された工事に配置する主任技術者については、総合評価落札方式^{*1}により発注された工事を管理することができる件数を2件^{*2}までとします。

ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者等（以下、専任特例という。）を除き、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）で、かつ、工事現場間の移動距離が10km程度以内の場合で発注者が兼務を認める場合とします。

- （※1） 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く
（※2） 兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、3件までの建設工事を管理できるものとし、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の振興局建設部管内（災害復旧工事以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）とする。なお、この場合、兼務工事は全て県発注工事であること。

●対象工事

- ・国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限ります。

●施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

●適用日

- ・令和7年2月1日以降の入札公告に適用します。

●その他留意事項

- ・兼務する場合は、技術資料として「主任技術者の兼務届出書」の提出が必要
- ・専任特例を除き、監理技術者には適用不可
- ・適用日より前に受注契約を行った工事にも適用
- ・施工中の工事において、新たに契約を行った工事で兼務を行う場合は、工事打合簿等を発注者に提出してください。

問い合わせ先
県土整備部 県土整備政策局
技術調査課 企画調査班 073-441-3085